

# 事業委員会協議会資料

(令和6年9月10日)

都市整備部

## 目 次

町営住宅明渡等請求に伴う訴えの提起について（報告） . . . P. 1

開発協議等の進捗状況について（報告） . . . . . P. 2

## 町営住宅明渡等請求に伴う訴えの提起について（報告） （令和6年（ワ）第289号 町営住宅明渡等請求事件）

### 1 事件の経緯

町営淡輪住宅において、令和4年8月に単身入居者（訴訟相手方の母親）が死亡したことにより、別棟に住む相続人である被告に対し、令和5年3月31日を期限として町営住宅を明け渡すよう求めましたが、期限到来後も明渡しに応じず、不法に占拠を続けました。本町は、当事者との話し合いによる解決を目指して、自主的に退去するよう再三にわたり指導しましたが、訴訟相手方はこれに応じないことから、建物の明渡しと家賃に相当する損害金の支払を求め、令和6年6月に訴訟を提起し、7月に判決（町の全面勝訴）が言い渡されました。

### 2 訴訟の主な経過

令和 6年 5月30日 町営住宅明渡等請求に伴う訴えの提起について専決処分

令和 6年 6月 6日 大阪地方裁判所岸和田支部に建物明渡等請求訴訟を提起

#### 請求の趣旨（訴状抜粋）

- 1 被告は原告に対し、別紙物件目録記載の建物を明け渡せ。
- 2 被告は原告に対し、
  - (1) 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで1か月当たり金29,800円の割合による金員を、
  - (2) 令和6年4月1日から別紙物件目録記載の建物の明渡しに至るまで1か月当たり金30,000円の割合による金員を 各支払え。
- 3 訴訟費用は被告の負担とする。 どの判決及び仮執行宣言を求める。

令和 6年 7月24日 第一回口頭弁論（結審）

令和 6年 7月31日 判決言渡（全面勝訴）

#### 判決内容（弁論の要領等抜粋）

被告は、本件口頭弁論期日に出頭せず、答弁書その他の準備書面を提出しない。したがって、被告において請求原因事実を争うことを明らかにしないものとして、これを自白したものとみなす。

令和 6年 8月19日 控訴期限（被告からの控訴がなく判決確定）

### 3 今後の予定

判決が確定したことから、弁護士を通じて、相手方に対し、速やかに退去すること及び退去日までの家賃に相当する損害金の支払を求めて交渉をしていますが、交渉の状況によっては、強制的に退去させる手続（裁判所による強制執行）に着手する予定です。

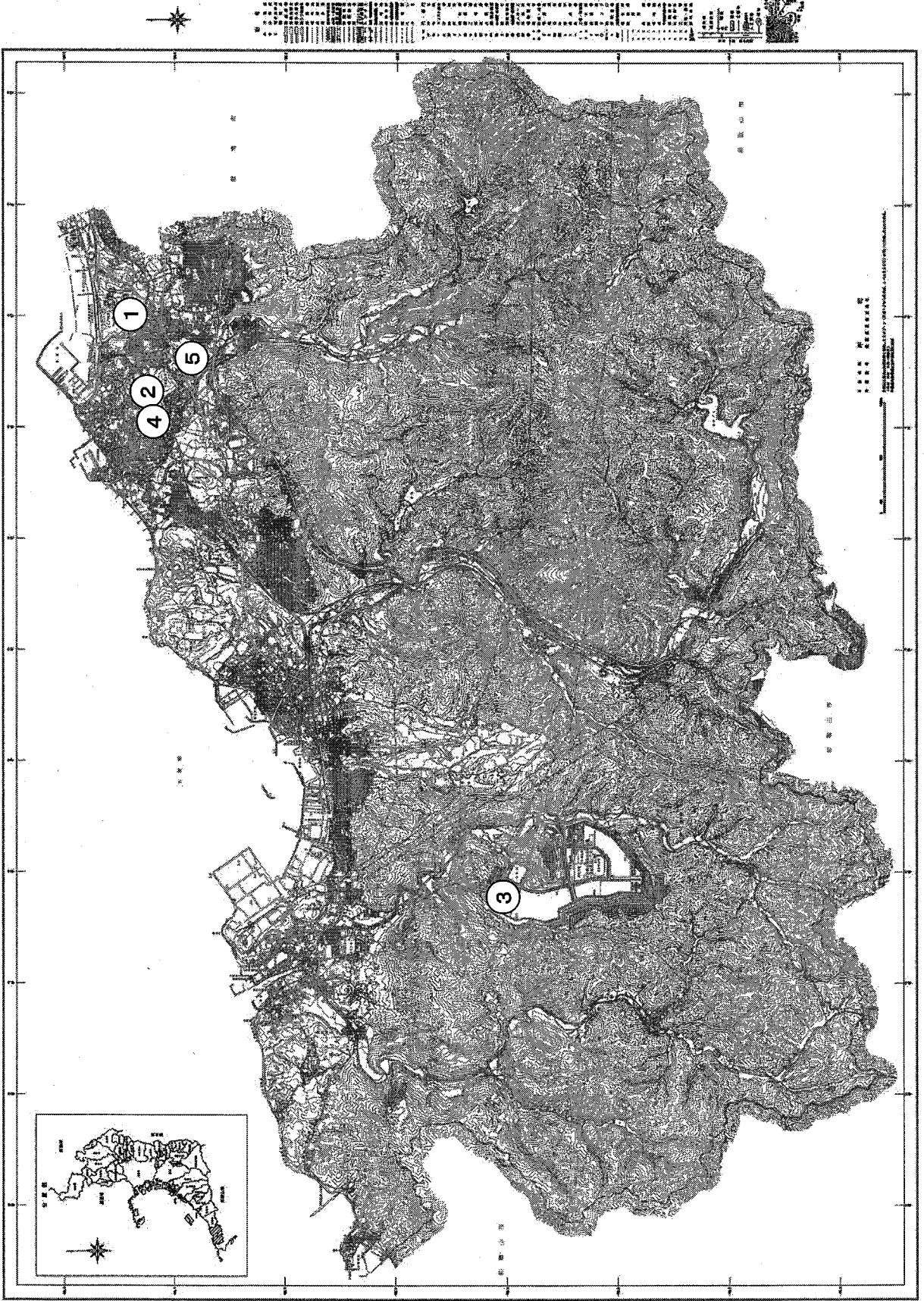
# 開発協議等の進捗状況について（報告）

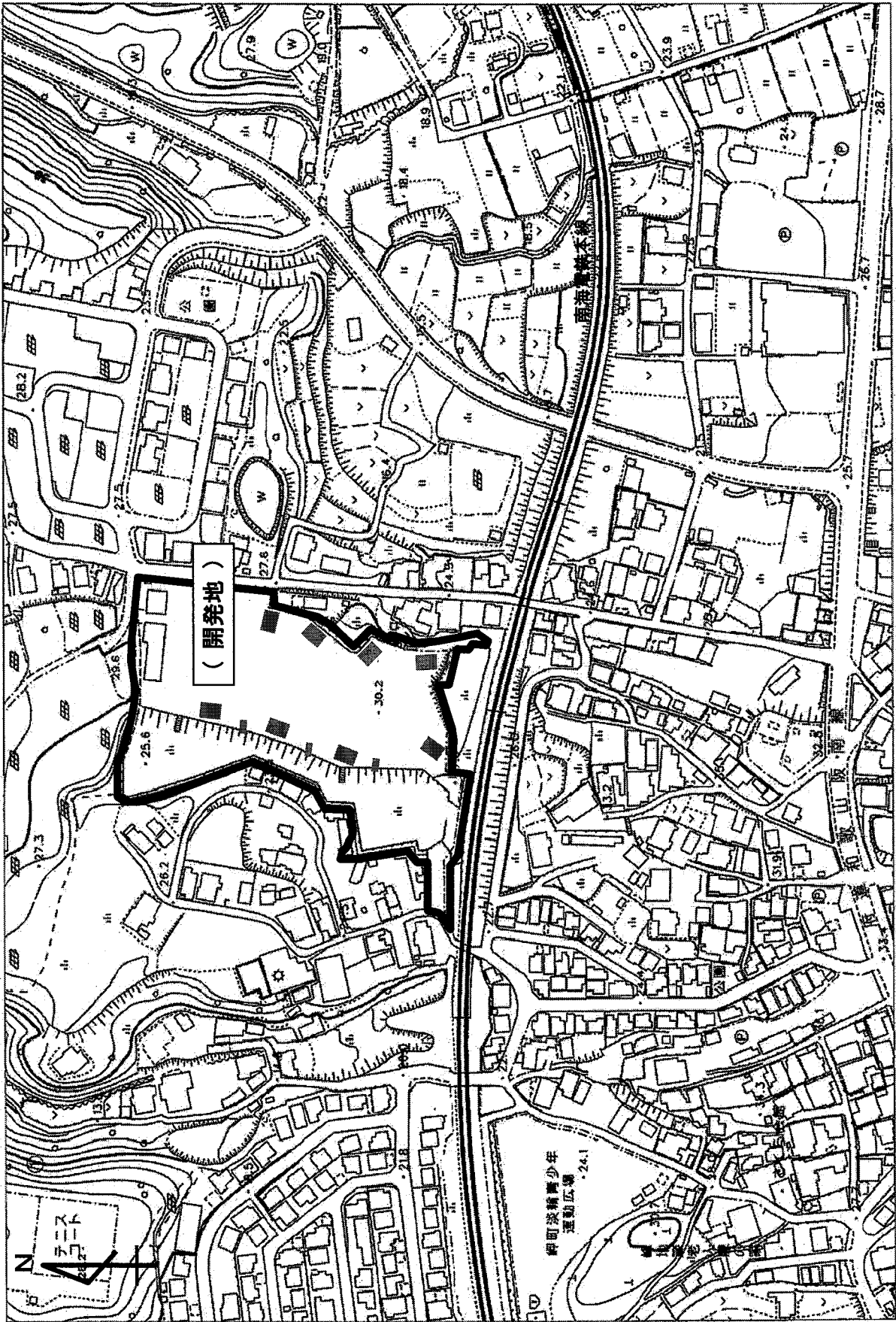
令和6年8月15日現在

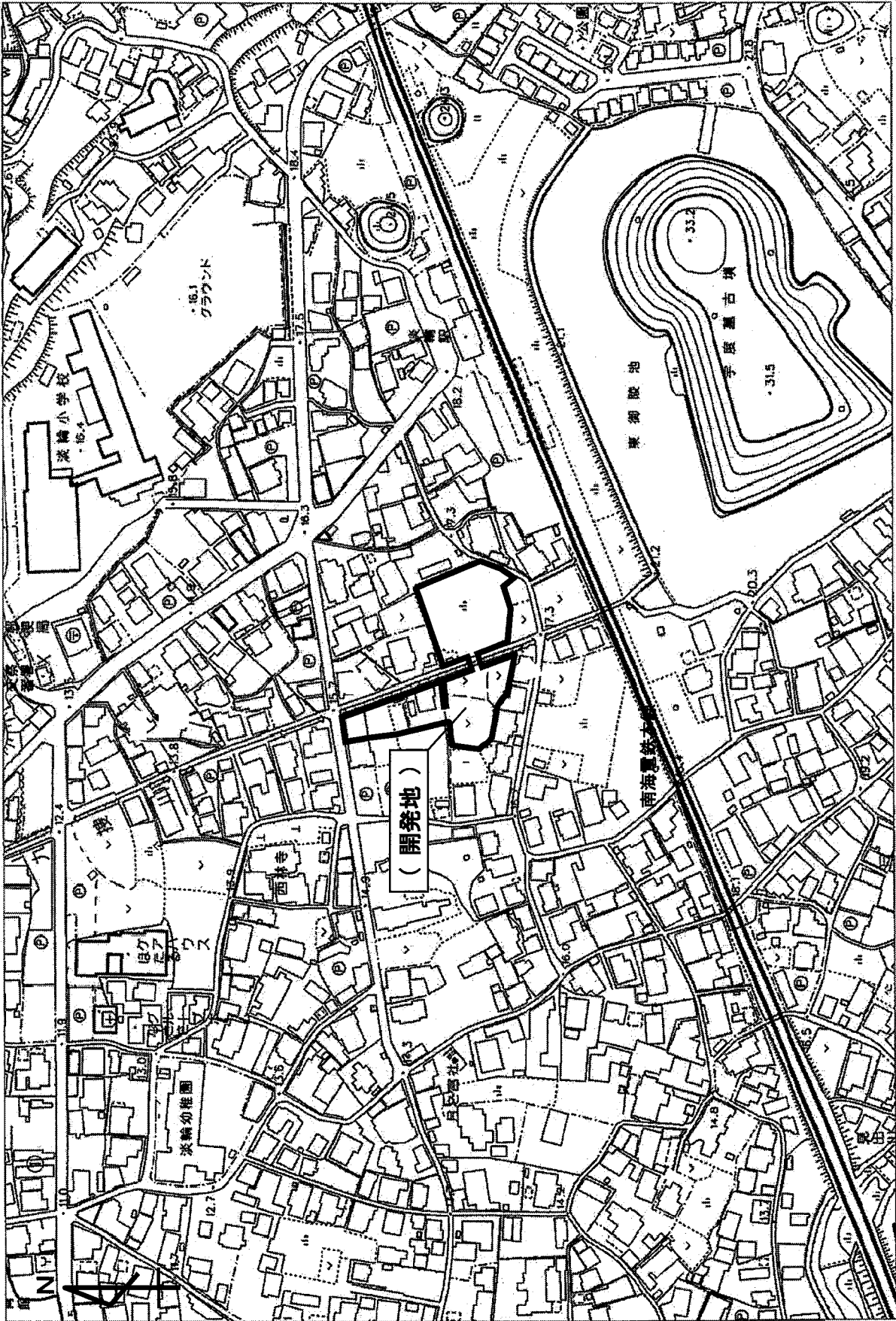
整理番号	種別	事業主	用途地域等	敷地面積 (㎡)	開発の概要	進捗状況・備考
1	都要	ライフサービスセンター(株)	第二種住居地域	17,313.86	キャンプ施設 新設 [延床面積 2,354.96 ㎡]	事前協議中止 [有効期限切れ：R6.7.5]
2	都要	㈱幸福建設	第一種住居地域 商業地域	3,950.73	専用住宅(16戸)	事前協議済 都市計画法第32条協議済 [32条協議終了：R6.6.18] 都市計画法第29条許可申請書 提出準備中
3	要	㈱コーヨークリエイト	市街化調整区域	37,707.41	工場 増築 [増築床面積 5,531.02 ㎡]	事前協議済 建築確認申請經由済 [建築確認申請經由：R6.6.21]
4	都要	㈱さくら不動産	第一種住居地域	1,765.08	共同住宅(12戸)	事前協議中 [事前協議受付：R6.5.9]
5	要	社会福祉法人 全電通 近畿社会福祉事業団	第一種低層住居 専用地域	6,999.17	児童福祉施設 増築 [増築床面積 703.71 ㎡]	☆事前協議中 [事前協議受付：R6.8.14]

凡例 種別 都＝都市計画法 盛＝宅地造成及び特定盛土等規制法 要＝岬町宅地開発等指導要綱

状況 ☆新規報告案件









岬町多奈川地区多目的公園

